

地域福祉推進事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区社会福祉協議会、地域社会福祉協議会（以下「地区社協等」という）が主催して行う地域福祉活動の振興を図るための事業等に必要とする経費に対し、伊那市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業、経費及び限度額)

第2条 補助の対象事業、経費については、別表に掲げるとおりとする。

2 補助の限度額は、別表に掲げる基準額か対象経費総額を比較していずれか少ない額とする。

(計画書)

第3条 地区社協等は、事業を実施する10日前までに、「地域福祉推進事業実施計画書」（様式第1号）を市社協会長に提出しなければならない。

ただし、市社協会長が認めた事業（「別表」の②から⑥）については、上記「計画書」の提出を省略し、3ヶ月単位の「事業予定表」の提出により、「計画書」の提出にかえることができる。

2 市社協会長は、速やかに計画書を審査し、補助金交付について内示する。

(補助金交付申請及び決定)

第4条 事業の実施報告は、「地域福祉推進事業補助金交付申請書(事業実施報告書)」（様式第2号）によるものとし、事業の実施後10日以内に市社協会長に提出しなければならない。報告書の提出にあたっては、事業を住民に周知したチラシ等、参加者の名簿、事業にかかった支出経費の内容を示す領収書（写しで可）、また事業によっては支え合いマップ、広報誌等を添付する。

2 市社協会長は、前項の規定による申請があった時は、内容を速やかに審査し、補助金交付の可否を決定し通知する。

(補助金の交付請求)

第5条 申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、「請求書」（様式第3号）を交付申請書と共に市社協会長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日より施行する。

この要綱は、平成21年 1月20日より施行する。

この要綱は 平成24年 4月 1日より施行する。

この要綱は 平成26年 4月 1日より施行する。